

平成29年度タクシーチケット使用の契約者の募集公告

1. 契約内容

本役務契約は、九州地方整備局川内川河川事務所が所在する薩摩川内市を拠点とし、職員の業務及び外部での急務発生時の職員の安全かつ速やかな人員等の運送を目的としたタクシーチケット使用契約である。

2. 契約期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

3. 応募に参加する者に必要な資格及び条件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の申立てがなされている者においては決定を受けている者であること。
- (3) 九州地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 鹿児島県（薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町）及び宮崎県えびの市で、タクシーチケットが使用できること（提携タクシー会社等による運行は可。その場合、地域ごとに運行会社、運行方法を記載した書類を提出しなければならない）。
- (6) 本役務契約に係る事務手数料がかからないこと（料金後払いタクシーチケットの請求も含む）。
- (7) 料金後払いタクシーチケットが使用できること。
- (8) 発注者から料金後払いタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を請求日を含む7営業日以内に納入可能なこと。
- (9) タクシー料金の請求にあたっては、請求書を当月月末締め切りとし、原則として翌月の15日までに利用したタクシーチケット及び明細書を添付のうえ提出が可能であること。また、支払は銀行等口座振込とすること。
- (10) 本役務の契約を希望する者は、応募申込書(以下「申込書」という。)を提出しなければならない。
- (11) 応募関係資料の交付を受けた者であること。

4. 契約者の決定方法

上記3に掲げた条件を満たす全ての者と契約することとする。
ただし、タクシーチケット使用を確約するものではない。

5. 担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 経理課 専門官
電話 0996-22-3272（内線226） ファクシミリ 0996-22-6907

6. 応募要領

(1) 応募関係資料の交付期間、場所及び方法

交付期間は、平成29年3月3日（金）から平成29年3月17日（金）
8時30分～17時00分（土、日、祝日を除く）。

交付場所及び方法は、上記5において直接交付する。

(2) 申込書の提出期限等

提出期限 平成29年3月17日（金）17時00分まで

提出方法 契約を希望する者は、所定の提出期限までに申込書を上記5に示す場所に
持参又は託送（配達記録の残るもの）により提出しなければならない。（提出
期限内必着）

(3) 説明会の日時及び場所

実施しない

(4) 提出書類に関するヒアリングの有無

実施しない

(5) 契約担当官等は、応募資格を確認した結果について平成29年3月30日（木）まで に、書面にて応募者に通知する。

7. 契約条件

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 支払は、月末毎に取りまとめた請求書を受領し、検収後に行うものとする。

8. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出資料に要する資料は応募者の負担とし、提出された資料は返却しない。

なお、提出された資料は確認審査以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出期限以降における資料の差し替え及び再提出は認めない。

なお、提出資料の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 応募者は、応募後、この公告、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議 を申し立てることはできない。

(5) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、応募資格を失うものとする。なお、契約締結 後である場合は、契約を破棄するものとする。

平成29年 3月 3日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 川内川河川事務所長

坂元 浩二